

事業評価書（事前）

事務事業名		健康危機管理情報システムの構築
事務事業の概要	(1)目的	<p>阪神・淡路大震災や有珠山の噴火のような自然災害、和歌山市毒物混入カレー事件のような犯罪、JCOによる東海村臨界事故のような放射線事故等様々な原因による健康危機事例が発生し、さらに地下鉄サリン事件のような化学兵器や毒劇物を使用した大量殺傷型テロ事件が発生する可能性をも想定しつつ、公衆衛生の確保という観点から健康危機管理体制の構築が、国、地方公共団体、民間団体等様々なレベルで求められている。</p> <p>このような健康危機に対し迅速・的確に対応する機能を強化するため、正確で質の高い最新の情報をリアルタイムで把握し、専門知識をもつ担当者が整理・加工して専門家や健康危機管理担当者向けに提供する「健康危機管理情報システム」を構築し、専門家等の参画による速やかな対応を図るためのシステムとして運営する。</p>
	(2)内容	<p>健康危機発生時には、関係者が被害状況等の情報を相互に交換し合い、本システムにロードされた各分野の専門家リストを活用して対応の方向性を探るとともに、本システムのプラットフォーム上において専門家メーリングリストによる「健康危機管理対策会議（仮称）」を開催し、効率的・効果的に解決方法に到達できるソリューション機能の高いシステムとし、IT国家と呼ぶにふさわしい危機管理能力を備えることを目指す。また、平常時においては、過去の健康危機管理事例を基に開発する「健康危機管理対応シミュレーション」により、地方公共団体の健康危機管理担当者が健康危機管理を疑似体験し、各自治体の対応能力の検証と向上を図れるようにし、健康危機管理の事前対応にも資するものとする。</p>
	(3)達成目標	<p>予算額（案） 69百万円</p> <p>平成14年度～平成16年度に健康危機管理情報システムを構築し、健康危機管理の事前・事後の体制を充実する。</p>
評価	(1)必要性	<p>〔国民や社会のニーズに照らした妥当性、公益性〕 近年、上述したような健康危機事例が頻発し、その場合の行政の危機管理能力が問われてきており、社会的ニーズに照らした妥当性は高い。</p> <p>〔官民の役割分担〕 健康危機管理は、規制緩和及び地方分権が進行している現在においても、行政が主導権をとらなければならない分野であり、被害が広域・甚大になればなるほど国がリーダーシップを発揮する必要がある。</p> <p>〔国と地方の役割分担〕 当該システムは健康危機事例に当たって国がリーダーシップを発揮し、地方自治体や民間の大学・研究機関をも含めた対策会議により問題に対処するものである。</p> <p>〔民営化や外部委託の可否〕 システムの維持・管理の外部委託は可能である。しかし、収益性に乏しく、また健康危機管理は国がリーダーシップを発揮する必要があるため、民営化にはそぐわない。</p> <p>〔緊要性の有無〕 近年、健康危機事例が多発しており、その場合の行政の危機管理能力が問われてきている。健康危機事例の発生に際しては、より迅速で的確な対処が肝要であり、IT技術を駆使してそれを可能にする当事業の緊要性は大きい。</p>

<p>(2)有効性</p>	<p>〔今後見込まれる効果〕 事業の実施により、国及び地方の健康危機管理能力の向上が見込まれ、また各地方自治体等の対応能力の検証を可能にする。</p> <p>〔効果の発現が見込まれる時期〕 効果の発現はシステムの運用が軌道に乗った時点から徐々に見られると思われる。</p> <p>〔効果の測定〕 効果の測定は困難であるが、健康危機事例発生時にシステムの存在によって発生させなかったと思われる医療費等により評価したり、地方自治体等の「健康危機管理シミュレーション」の利用件数とそれによる対応能力の検証状況により評価したりすることが考えられる。 国家としての対応能力を強化するためのものであるため、民間需要創出効果及び雇用創出効果という概念には馴染みにくい、今般米国で起こったような無差別同時多発テロが、NBCテロという形で発生した場合の対応能力が強化されるため、市場経済に安心感を与え、景気の下支え効果を持つと期待される。</p>
<p>(3)効率性</p>	<p>〔単年度の費用〕 平成14年度から16年度までは各69百万円、平成17年度以降は20百万円/年度となる。</p> <p>〔手段の適正性〕 より少ないコストでは、事業が目的とする、ソリューション機能を備えた情報センターたることは困難であり、手段は適正である。</p> <p>〔効果と費用との関係に関する分析〕 コストと効果の関係は直線的なものではなく分析は困難だが、経時的に予測を試みると、コストは次年度以降一定なのに対して、効果は逡増後、過半数の地方の対応能力が一定のレベルに達した後は逡減すると思われる。</p>
<p>(4)その他 (公平性・優先性など)</p>	
<p>関連事務事業</p>	<p>別紙のとおり</p>
<p>特記事項</p>	
<p>主管課 及び関係課</p>	<p>(主管課)健康局総務課地域保健室</p>

地域における健康危機管理体制の整備（全体図）

	平成12年度	平成13年度	平成14年度
体制 整備	「地域における健康危機管理ガイドライン」作成（11百万円）		「地域における健康危機管理のための手引書」検証評価事業 （5百万円） ・各自治体の「手引書」の検証委員会の開催及び「優良マニュアル集」の作成。
人的 養成		保健所長の研修（2百万円） ・全国の保健所長に対し、健康危機発生時の対応について演習中心の研修を実施。	保健所長の研修（2百万円） ・全国の保健所長に対し、健康危機発生時の対応について演習中心の研修を実施。 （新規事例・新規知見等を加味）
装備の 支援		整備支援（指導調査室 210 百万円計上） ・各都道府県が健康危機発生時に対応するための基盤整備を行うことに対する支援を実施。 ・平成13年度においては、緊急時に必要な通信連絡の確保に必要な「衛星携帯電話」及び「発電機」を保健衛生施設等設備整備費補助金のメニューに追加した。	整備支援（指導調査室 242 百万円計上） ・各都道府県が健康危機発生時に対応するための基盤整備を行うことに対する支援を実施。 ・平成14年度においては、緊急時における職員の安全を確保するため「防護服」及び「除染用シャワー（簡易シャワー）」を保健衛生施設等設備整備費補助金のメニューに追加する。
情報網 整備		「健康危機管理ホームページ作成検討会」の開催（2百万円） ・健康危機に対応するための情報提供（データベース）及び情報収集についての活用方法を検討	

* 地域保健対策の推進に関する基本的な指針（平成12年3月厚生省告示第143号）

地域における**健康危機管理体制の確保**については、重要事項として新たに指針に追加し、**保健所を地域における健康危機管理の拠点として位置づけた**ところである。